利用者負担上限額管理 事務マニュアル (障害児施設編) V1.0

平成20年9月 神奈川県保健福祉部障害福祉課

※ このマニュアルは神奈川県における標準的な事務手続きを示したものであり、市町村・児童相談所により取り扱いが異なる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

利用者負担上限額管理 事務マニュアル 目次

- 1 上限額管理とは (P1~)
 - 1. 上限額管理とは
 - 2. 上限額管理のながれ
 - 3. 上限額管理に関する日程
 - 4. 利用者負担上限額管理加算の算定について
 - 5. 上限額管理者になる優先順位
 - 6. 利用者負担上限額管理事務のまとめ



- 2 上限額管理に係る計算および帳票の記入(P8~)
 - 0. はじめに
 - 利用者負担額一覧表の作成(P11~)
 - 1-(1) 一人の障害児が複数の障害児施設を利用している場合
 - 1-(2) きょうだい児が異なる障害児施設を利用している場合
 - 1-(3) きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合
 - 2. 利用者負担上限額管理結果票の作成(P17~)
 - 2-(1) 上限額管理者のみで利用者負担上限月額を超えた場合
 - 2-(2) 上限額管理者及び関係施設で利用者負担額の調整が必要な場合
 - 2-(3)きょうだい児が異なる障害児施設を利用していて、上限額管理者のみで利用 者負担上限額を超えた場合
 - 2-(4) きょうだい児が異なる障害児施設を利用していて、上限額管理者及び関係施 設で利用者負担額の調整が必要な場合
 - 2-(5)きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合
 - 2-(6) こんな時はどうするの?
 - 関係施設と上限額管理者が「利用者負担上限額管理結果票」から「障害児施設 3. 支援給付費等明細書」を入力する方法(P40~)
- 3 上限額管理に関する帳票見本(P44~)
 - 1. 利用者負担額一覧表
 - 利用者負担上限額管理結果票 2.
- 4 上限額管理に関するよくある質問(P48~)





利用者負担上限額管理 事務マニュアル(障害児施設編) V1.0

1 上限額管理とは



1. ~上限額管理とは~

1 利用者負担の上限額管理事務はなぜ必要なのか

児童福祉法の指定施設支援に係る利用者負担については、利用者の負担軽減を図る 観点から、施設給付決定保護者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けること としており、施設給付決定保護者等は、当該負担上限月額を越えて利用者負担を支払 う必要がないこととしています。

これに伴い、施設給付決定保護者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、当該施設給付決定保護者等の利用者負担の上限額の管理が必要になります。

2 「利用者負担上限額管理」とは

施設給付決定保護者等のうち、一月あたりの利用者負担額が、設定された負担上限 月額を超過することが予測される者について、指定施設が利用者負担上限額管理者と なって、施設給付決定保護者等の利用者負担額の上限額管理事務を行うことをいいま す。

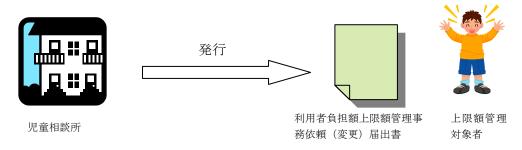
3 利用者負担上限額管理の対象利用者とは

利用者負担額の上限額管理の対象利用者(以下「上限額管理対象者」という。)とは、施設給付決定保護者等のうち支給決定時に定率負担が利用者負担上限月額(以下「負担上限額」という。)を超える可能性があるものとして都道府県等(児童相談所)が認定した者で、同一月において複数の指定施設(事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用する指定施設を変更した場合を含む。)からサービスを利用する者のことをいいます。

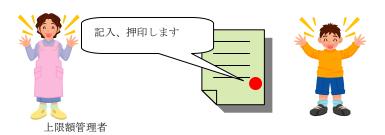
(「障害児施設の契約導入に伴う事務処理要領(暫定版) Ver. 2」より一部引用)

2. ~上限額管理のながれ~

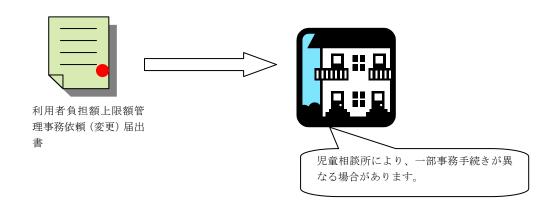
1 上限額管理対象者に対して、児童相談所は「利用者負担上限額管理事務依頼(変更) 届出書」を発行します。



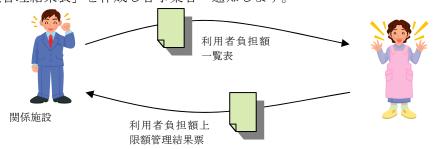
2 上限額管理対象者となった利用者は、上限額管理を行なう指定施設を決定し、上限額 管理を受諾した指定施設(以下「上限額管理者」という。)は「利用者負担額上限額管理 事務依頼(変更)届出書」を利用者とともに記入し押印します。



3 利用者は上限額管理者とともに記入した「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届」 を、児童相談所へ提出します。



4 上限額管理者は、関係施設(当該利用者へサービス提供は行うが上限額管理は行わない指定施設のことをいいます)から提出される「利用者負担額一覧表」により「利用者負担上限額管理結果表」を作成し各事業者へ通知します。



5 上限額管理者および関係施設は、上限額管理後の利用者負担により請求を行ないます。



全国標準システムに伝送請求

3. ~上限額管理に関する日程~

1 関係施設は「利用者負担額一覧表」を作成し、上限額管理者へ提出します。

→原則『サービス提供月の翌月3日』までに提出



2 上限額管理者は、関係施設から利用者負担額一覧表を受け取った後「利用者負担上限額管理結果票」を作成し、関係施設へ提出します。

→原則『サービス提供月の翌月6日』までに提出



- ※ 土日や祝日を含む場合は、事業所間で連絡を取り合い、お互いに不都合のないように書類の提出を行います。
- 3 上限額管理者及び関係施設は「利用者負担額上限額管理結果票」をもとに請求明 細を作成し、全国標準システムに伝送請求します。

→『伝送請求はサービス提供月の翌月10日』までに行う





- 全国標準システム
 - …毎月1日~10日まで24時間請求の伝送が可能 (土日祝日は影響しない)

~利用者負担上限額管理加算の算定について~ 4.

1 利用者負担上限額管理加算とは

知的障害児通園施設、肢体不自由児施設 (通所)、難聴幼児通園施設、肢体不自由児 通園施設が上限額管理者となり、利用者負担合計額の管理を行った場合、利用者負担 上限額管理加算として、1人1か月あたり150単位の加算を算定

2 利用者負担上限額管理加算を算定する際の留意点

上限額管理者の利用に係る利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他 の指定障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額を合計した結果、負担上限月額を 超える場合に生じる事務を行った場合に算定できる。

ただし、次の場合には算定できない。

- (1) 計算した結果、1か月の利用者負担額の合計が負担上限月額を超過しなかった 場合
- (2) 上限額管理者の利用に係る利用者負担額のみで負担上限月額を超過する場合
- (3) 上限額管理者が次の指定施設である場合
 - 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- · 第二種自閉症児施設

- ・盲ろうあ児施設
- · 肢体不自由児施設(入所)
- ・肢体不自由児療護施設 ・指定医療機関(肢体不自由児)
- ・重症心身障害児施設・指定医療機関(重症心身障害児)



5. ~上限額管理者になる優先順位~

1 上限額管理者になる優先順位

利用者負担の上限額管理を行う上限額管理者は、提供されるサービス量、生活面を含めた利用者との関係性、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とされています。

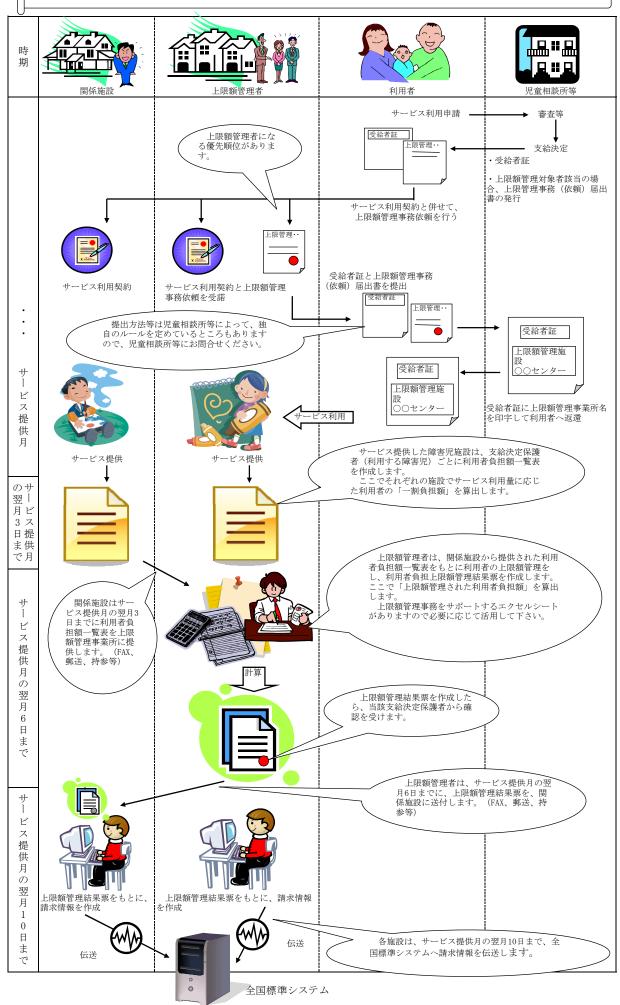
- (1) 入所による障害児施設
- (2) 通所による障害児施設
- 2 上限額管理者の決定方法
 - (1) 入所による障害児施設支援を行う施設は利用者負担上限額管理が業務の一環として位置づけられていることから、上限額管理対象者が当該施設のサービスを利用している場合、必ず、上限額管理者になります。
 - (2) 上限額管理対象者が、入所系施設を利用しておらず、複数の通所系施設からサービス利用している場合は、原則、サービス利用契約の多い施設が上限額管理者となります。
 - ※ 短期間の入所の場合など入所による障害児施設支援を利用する場合でも通所施設で上限額管理を行うことが適当と考えられる場合は、個別に児童相談所と相談をして下さい。
- 3 月途中に入退所があった場合の取り扱い

月の途中で上限額管理者が変わる場合は、原則として、月末時点で上限額管理者となる事業所が上限額管理を行います。

ただし、月後半に施設を退所した場合など、異動の時点や態様によっては、 異動前の上限額管理者が当該月の上限額管理を行うことが事務処理上円滑である場合も想定されるため、異動前の上限額管理者が上限額管理を行うこととしても差し支えありません。



6. ~上限額管理事務の流れ(まとめ)~



2 上限額管理に係る計算 および帳票の記入

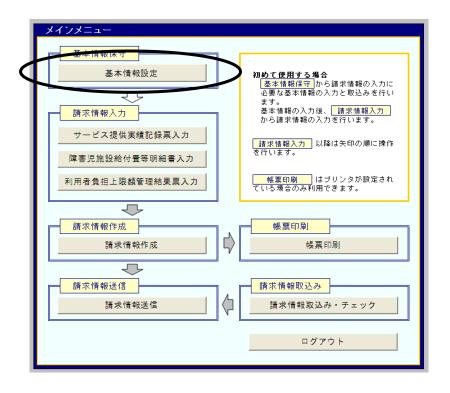


O. はじめに~上限額管理対象者と上限額管理者の登録

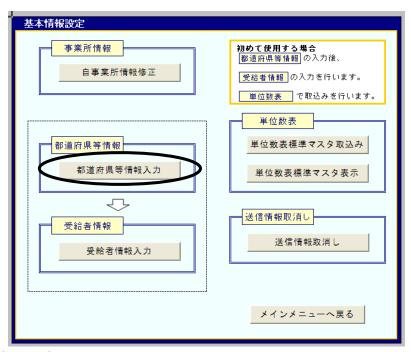
(作業実施者:上限額管理者及び関係施設)

受給者証に「上限額管理対象者」に「該当」となっている場合は、簡易入力システムで受給者情報に上限額管理対象者である情報を入力する必要があります。以下にその手順を示します。詳しくは「電子請求受付システム操作マニュアル(簡易入力/障害児施設給付編)を参照してください。

①「メインメニュー」の「基本情報設定」をクリックします。



②「基本情報設定」の中で「都道府県等情報入力」をクリックし、必要事項を入力します。 (②の作業は上限額管理対象者であるかに関わらず行う作業です。)



登録 戻る

削除する場合には、削除に「1」を入力してください。

都	病県等情	報							
削除	都道府県 等番号	都道府県等名(力ナ)	都道府県等 名(漢字)	郵便番号	都這府県等住所 (力ナ)	都這府県等住所 (漢字)	電話番号	有効開始日	有効終了日
	140000	カナカウケン	神奈川県	2520813	<u> </u>	神奈川県藤沢市亀井野 3119	0466-84-1600	20080901	
	141002	33/17ý	横浜市	2320024	カナカワケンヨコハマシミナミクウラフネマチ3-44-2	神奈川県横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6510	20080901	
	141309	カクサキシ	川崎市	2318588	カナカウフケンカワサキシタカックスエナカ・276-5	神奈川県川崎市高津区末長276-5	044-877-8111	20080901	
	142026	3JZガシシトウソウダンショ	横須賀市児童	2388525	カナかワケンヨユスカシオかワマチ16	神奈川県横須賀市小川町16	046-826-4301	20080901	

神奈川県、横浜市、川崎市には、複数の児童相談所が設置されていますが、都道府県等番号にはそれぞれの自治体で一つの番号を設定します。

神奈川県の児童相談所 → すべて140000

横浜市の児童相談所 → すべて141002

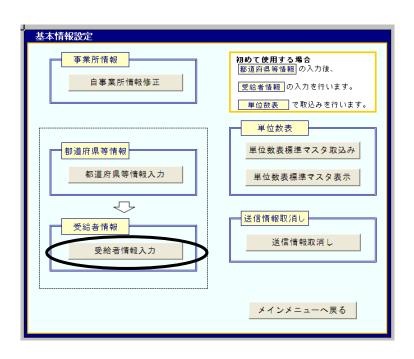
川崎市の児童相談所 → すべて141309

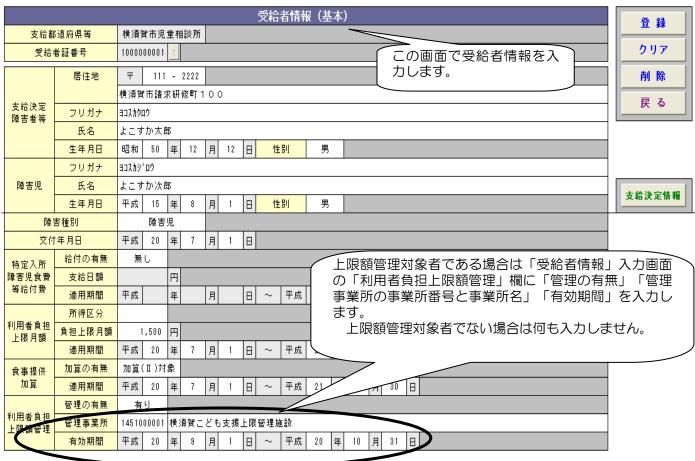
横須賀市の児童相談所 → 142026

※例えば利用者全員の受給者証発行元が小田原児童相談所または厚木児童相談所である施設の 場合は、140000(神奈川県)を登録してください。

> この例では、便宜上れぞれ神奈川県中央児童相談所、横浜市中央児童相談所、川崎 市中央児童相談所の郵便番号、住所、電話番号を入力していますが、県庁、市役 所、いずれかの児童相談所のものを入力しても差し支えありません。

③「基本情報設定」の中で「受給者情報入力」をクリックし、必要情報を入力します。





1. 利用者負担額一覧表の作成

(作成者:関係施設)

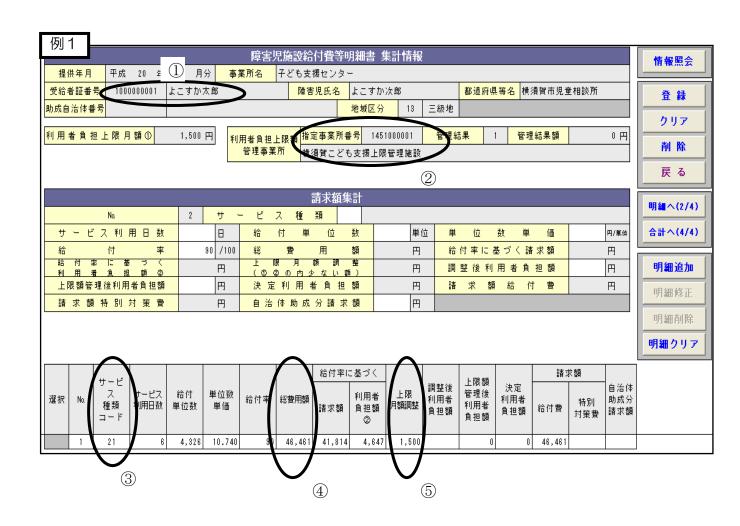
- 1 「利用者負担額一覧表」は簡易入力システムでは作成及び印刷ができません。そのため、各 関係施設でエクセルシート(P44参照)に直接記入する必要があります。
- 2 「利用者負担額一覧表」には簡易入力システムの操作画面「障害児施設給付費等明細書集計情報」画面に必要項目を入力し、自動算出された額及び各関係施設で計算した額を記入します。
- 3 利用者負担上限月額に市町村単独軽減により、国基準の上限額よりもより低い上限額が設定されている場合も、<u>関係事業所は国基準の上限額に基づいて</u>「利用者負担額一覧表」を作成します。
- 4 「障害児施設給付費等明細書」の入力方法は、「電子請求受付システム 操作マニュアル (簡 易入力/障害児施設給付編)」を参照してください。

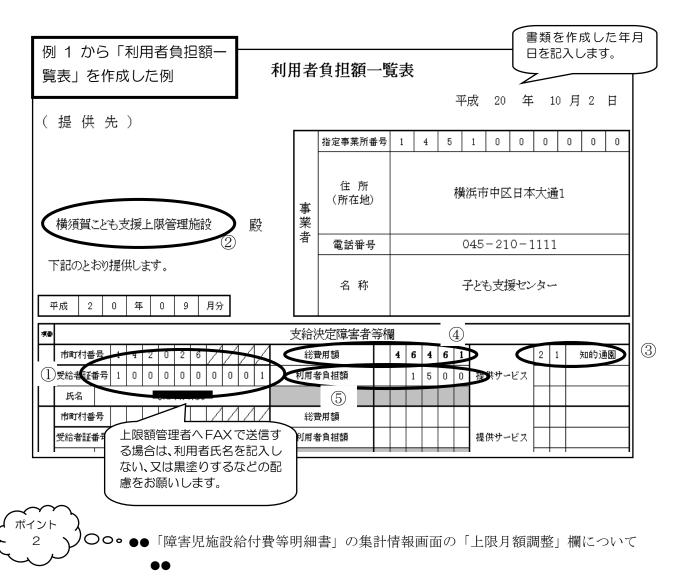
受給者証の「利用者負担に関する事項」欄又は「特記事項」欄等に記載がありますのでご確認ください。不明な場合は児童相談所にお問い合わせください。

1-(1) 一人の障害児が複数の障害児施設を利用している場合

【手順】

- 1 簡易入力システムで「障害児施設給付費等明細書」を入力し、集計情報画面を開きます。
- 2 集計情報画面の①~⑤を「利用者負担額一覧表」の①~⑤にそれぞれ転記します。
- 3 日付やその他必要な項目を記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成です。





「上限月額調整」欄には「利用者負担上限月額①」と「利用者負担額②」のうちいずれか 低い額が自動算出されます。

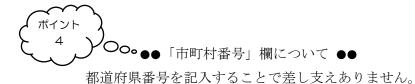
例 1 では、「利用者負担上限月額① (1,500 円)」よりも「利用者負担額② (4,647 円)」が高いため、「上限月額調整」欄に「利用者負担上限月額① (1,500 円)」と同じ額が自動算出されます。



●● 「障害児施設等給付費等明細書」の集計情報画面の「利用者負担上限月額①」 欄について ●●

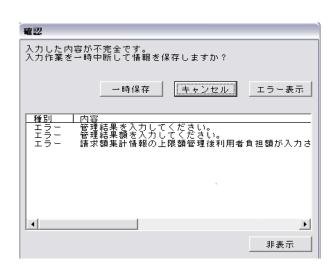
簡易入力システム「障害児施設給付費等明細書」画面の「利用者負担上限月額①」欄は国 基準の上限額が表示されます。

「利用者負担上限月額①」は、簡易入力システムの「メインメニュー」→「基本情報設定」 →「受給者情報入力」画面で「利用者負担上限月額」を入力する際に国基準の利用者負担上 限月額を入力すれば自動的に反映されます。市町村単独軽減による上限額は入力しないよう にご注意ください。



ポイント 5 00・● 関係事業所が簡易入力システムで「障害児施設給付費等明細書」を登録する場合 ●●

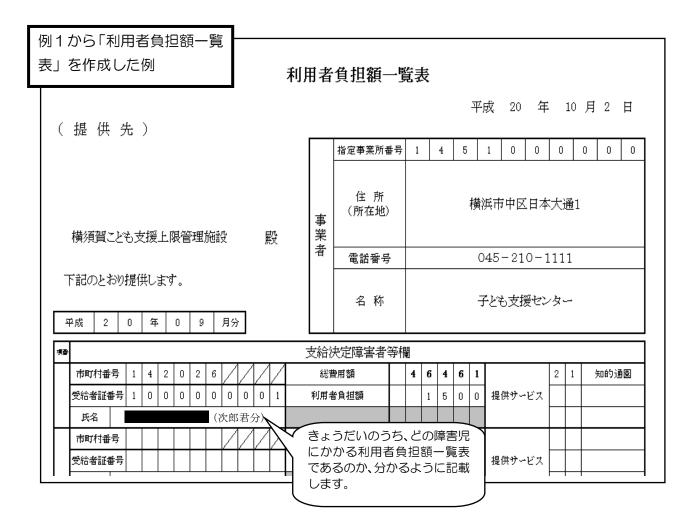
関係施設が「利用者負担一覧表」を作成する段階で「障害児施設給付費等明細書の集計情報画面」を「登録」する場合、以下のような確認画面が表示されることがあります。上限額管理事業所から提出される「利用者負担上限額管理結果票」をもとに必要項目を入力すると確認画面は消えますので、それまでは「一時保存」しておきます。



1-(2) きょうだい児が異なる障害児施設を利用している場合

【手順】

- 1 1-(1) と同様の手順で記入します。
- 2 きょうだいの分であることが分かるように記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成で す。



1-(3) きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合

【手順】

- 1 きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合、上限額管理事務を行うのは当該 障害児施設であるため、「利用者負担額一覧表」は作成しなくても差し支えありません。 しかしそれぞれのきょうだいに係る利用者負担額がいくらになっているのか、把握して おく必要がありますので、把握することを目的に、利用者負担額一覧表を作成しても良いでしょう。
- 2 利用者負担額一覧表を作成する場合は、1-(1)と同様の手順で記入します。

2. 利用者負担上限額管理結果票の作成

(作成者:上限額管理施設)

- 1 「利用者負担上限額管理結果票」は簡易入力システムで作成及び印刷ができます。
- 2 きょうだい児の場合は簡易入力システムで「利用者負担上限額管理結果票」の入力ができません。「利用者負担上限額管理結果票」の様式に直接記入する必要があります。
- 3 「利用者負担上限額管理結果票」に入力する額を計算する「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」がありますので必要に応じて使用してください。この「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」はきょうだい児の場合も使用することができます。このマニュアルでは「上限額管理事務支援シート」を使用した場合の「利用者負担上限額管理結果票」の作成方法を説明します。
- 4 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」は国基準の上限額での上限額管理事務に使用できます。市町村単独軽減により利用者の月額上限が国基準の上限額よりも低く設定されている場合の具体的な請求方法については各市町村にお問合せください。
- 5 簡易入力システムでの「利用者負担上限額管理結果票」の入力方法は、「電子請求受付システム 操作マニュアル(簡易入力/障害児施設給付編)」を参照してください。



●●「上限額管理事務支援シート (障害児施設用) (V1.0) の使い方 ●●

- 1 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」は国基準の上限額管理事務を行う場合に利用できます。
- 2 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」は薄い黄色のセルのみ入力可能です。 他のセルには予め計算式が入力されており、自動計算されます。
- 3 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」に総費用額等を入力する施設の優先順位は、上から上限額管理者→入所施設→通所施設になりますので、順番を間違えずに入力してください。
- 4 上限額管理加算の設定があるのは、通所施設(知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設(通所)、肢体不自由児通園施設)です。入所施設には上限額管理加算の設定がありません。

5 (上限額管理者が通所施設の場合)

上限額管理者はまず「上限額管理加算算定前」の「総費用額」と「利用者負担額」を入力し、管理結果が「3」になった場合は「上限額管理加算算定後」の「総費用額」と「利用者負担額」を入力してください。

6 (上限額管理者が入所施設の場合)

上限額管理者は「上限額管理加算算定前」の「総費用額」と「利用者負担額」を入力 してください。

管理結果が3の場合でも「上限額管理加算算定後」の「総費用額」と「利用者負担額」にはなにも入力しないでください。

2-(1)上限額管理者のみで利用者負担上限月額(国基準の上限額)を超 えた場合

次のようなケースが該当します。



上限額は 1,500 円です。 子どもが 2 施設を利用して います。

よこすか太郎さん(支給決定保護者)



よこすか太郎さんの今月 の利用者負担額は 1,500 円でした。

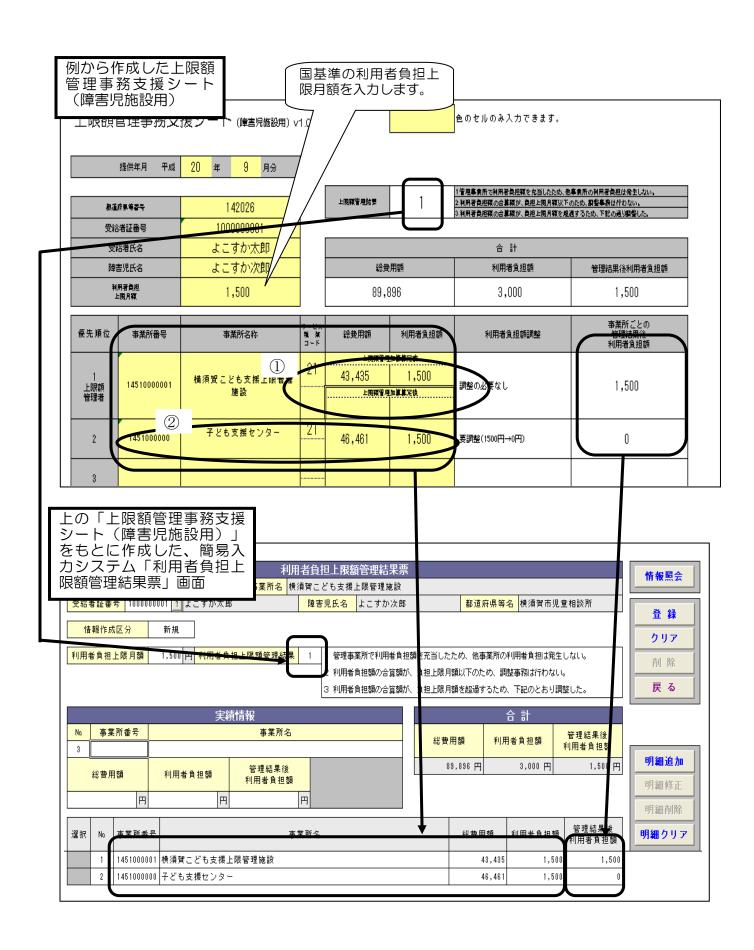


よこすか太郎さんの今月の 1 割負担分は 4,344 円でした。よこすか太郎さんの上限額は 1,500 円なので私たちの施設の利用料だけで上限額を超えています。

【作成の手順】

- 1 上限額管理施設は自分の施設で当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額を計算します。(関係施設が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用額」と「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入 1.利用者負担額一覧表の作成」を参照してください。)
- 2 【作成の手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」の①に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」に関係施設から提出された「利用者 負担額一覧表」から②を転記し、市町村番号やその他必要項目を入力します。
- 4 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」で自動算出された結果を簡易入力システムの「利用者負担上限額管理結果票」に入力し、その他必要項目を入力すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。簡易入力システムの帳票印刷から「利用者負担上限額管理結果票」を印刷することも可能です。





2-(2) 上限額管理者及び関係施設間で利用者負担額の調整が必要な 場合

次のようなケースが該当します。



上限額は 4,600 円です。 子どもが 2 施設を利用して います。

よこすか太郎さん(支給決定保護者)



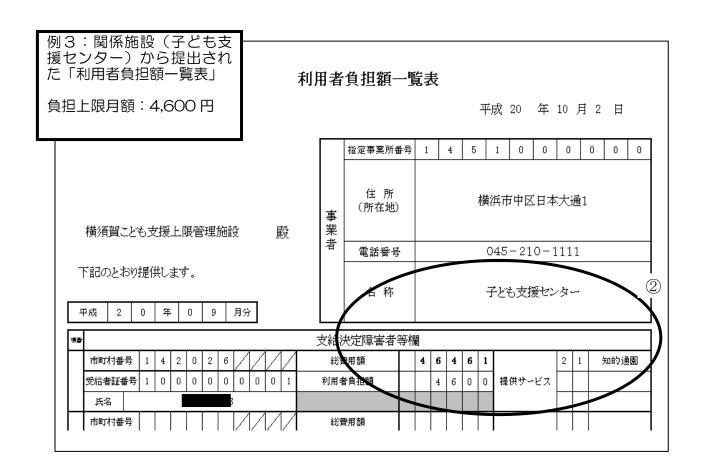
よこすか太郎さんの今月の利用者負担額は4,600円でした。



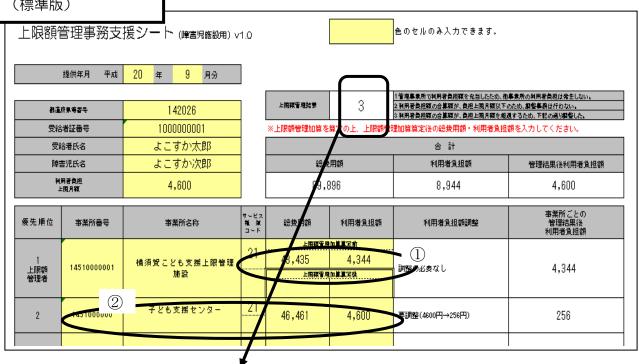
よこすか太郎さんの今月の 1 割負担分は 4,344 円でした。よこすか太郎さんの上限額は 4,600 円なので私たちの施設の利用料だけでは上限額を超えませんので、関係施設と利用者負担額の調整を行います。

【作成の手順】

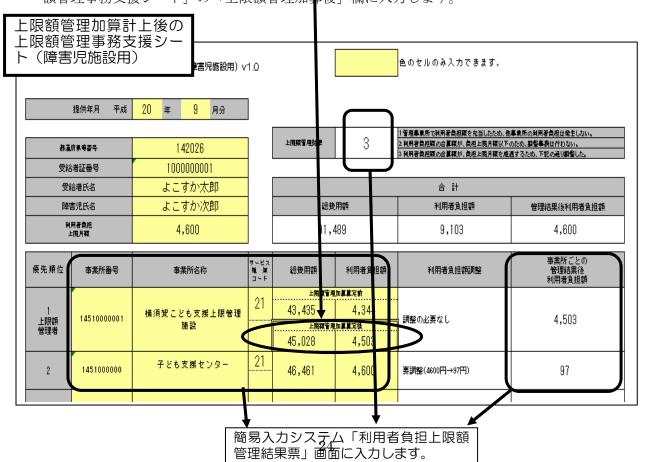
- 1 上限額管理者は自分の施設当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額を計算します。(関係施設が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用額」と「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入 1.利用者負担額一覧表の作成」を参照してください。)
- 2 【作成の手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」の①に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」に関係施設から提出された「利用者 負担額一覧表」から②を転記し、市町村番号やその他必要項目を入力します。
- 4 「利用者負担上限管理結果」が「3」であることを確認したら、上限額管理事業所は「上限額管理加算」を計上し、当該利用者にサービス提供した分の「総費用額」と「利用者負担額」を再度計算し、【作成の手順】2、3を再度行います。
- 5 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」で自動算出された結果を簡易入力システムの「利用者負担上限額管理結果票」に入力し、その他必要項目を入力すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。簡易入力システムの帳票印刷から「利用者負担上限額管理結果票」を印刷することも可能です。



例3から作成した上限 額管理事務支援シート (標準版)



「利用者負担上限管理結果」が「<u>3(利用者負担額の合計額が、負担上限月額を超過するため、以下のとおり調整した)」になったため</u>、上限額管理事業所は当該利用者の総費用額に「上限額管理加算」を計上し再度<u>「総費用額」と「利用者負担額」</u>を算出し、「上限額管理事務支援シート」の「上限額管理加算後」欄に入力します。

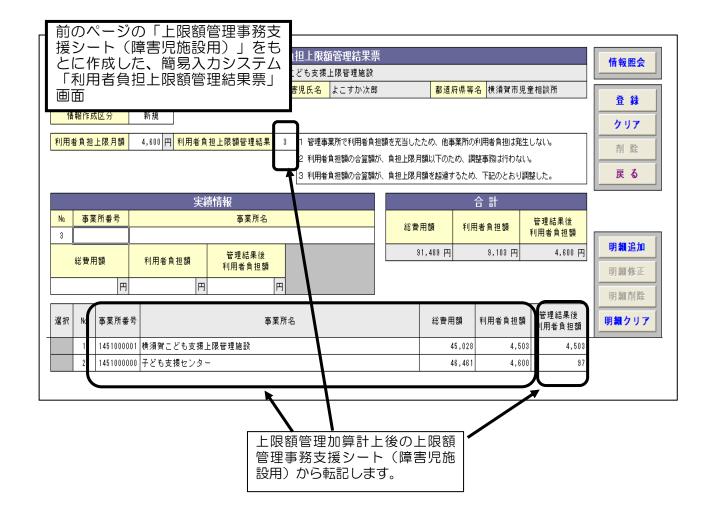


ポイント
7

●●「上限額管理加算」を計上し再計算したところ、上限額管理者だけで利用 者負担額が上限月額を超過してしまう場合の「利用者負担上限額管理結 果」の記入について ●●

「上限額管理加算」を計上し再計算して「上限額管理事務支援シート」を入力した結果、上限額管理者の利用者負担額だけで利用者負担上限月額を超過してしまう場合も、「利用者負担額管理結果」は「3」です。

つまり、上限額管理加算を計上した場合の「利用者負担額管理結果」は必ず「3」となります。



ポイント 8

🍑 ●● 上限額管理者はどうして初めから「上限額管理加算」を計上して「総 費用額」や「利用者負担額」を計算してはいけないの? ●●

上限額管理者における「上限額管理加算」を計上しない段階での当該利用者の「利 用者負担額」が、利用者負担上限月額(国基準の上限額)を超えていない場合、関係 施設との間に利用者負担上限額の調整が発生します。その場合に初めて「上限額管理 加算」を算定することができるからです(上限額管理加算が計上されていない段階で 利用者負担上限月額を超過している場合は上限額管理加算を算定することはできませ ん)。

つまり「上限額管理加算が計上された利用者負担額では上限額管理施設だけの利用 者負担額で利用者負担上限月額を超えてしまう」場合を回避するためとも言えます。

「利用者負担上限額管理結果 票」を印刷したイメージ

2-(2)の例で「利用者負担上限額管理 結果票」を簡易入力システムの帳票印刷機 能で印刷するとこのようになります。

利用者負担上限額管理結果票(確認 平成 20 年 9 月分 指定事業所番号 1451000001 都遺府県等番号 142026 受給者証番号 1000000001 事業者及び その事業所 横須賀 こども支援上限管理施設 事業者 支給決定障害者等 よこすか太郎 名 の名称 支給決定に係る よこすが次郎 障害児氏名 利用者負担上限月額 利用者負担上限額管理結果

1451000001

垂垂 事業所番号

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合宜額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

1451000000

3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

省負担額 泉計	事業所名称	機須賀ことも支援 上限督理施設	子ども支援セン ター		
1.	総費用額	45,028	46, 461		
報告	利用者負担額	4,503	4,600		
L	管理结果後利用者負担額	4,503	97		
F	項番				
預用	事業所番号				1
利用者負担額集計	事業所名称				合計
1.	総費用額				91,489
都会	利用者負担額				9,103
Ľ	管理结果後利用者負担額				4,600
			上記内容に 平成	ついて確認しまし	

上限額管理者はこの欄に利用者から確認 を得てください。

2-(3) きょうだい児が異なる障害児施設を利用していて、 上限額管理者のみで利用者負担上限額を超えた場合

次のようなケースが該当します。



上限額は 1,500 円です。 2 人の子どもが別々の施設 を利用しています。

よこすか太郎さん(支給決定保護者) よこすか三郎君、よこすか次郎君 (きょうだい児)



よこすか太郎さん(三郎君)の 今月の利用者負担額は 1,500 円 でした。

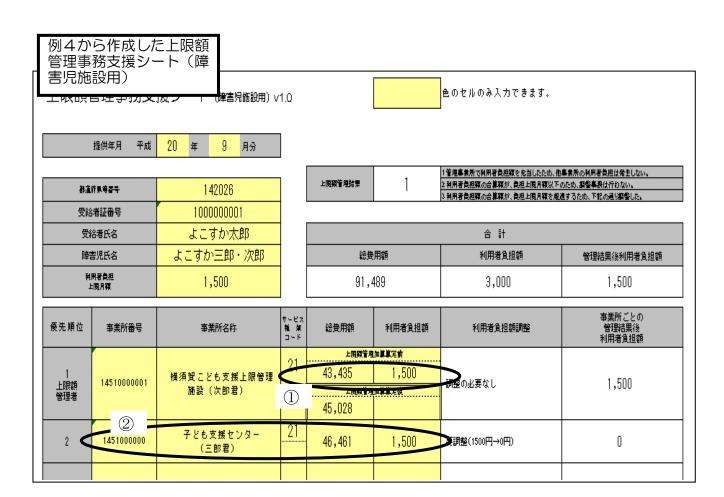


よこすか太郎さん(次郎君)の今月の 1 割負担分は 4,344 円でした。よこ すか太郎さんの上限額は 1,500 円な ので私たちの施設の利用料だけで上限 額を超えました。

【作成の手順】

- 1 上限額管理者は自分の施設で当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額を計算します。(関係施設が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用額」と「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入 1.利用者負担額一覧表の作成」を参照してください。)
- 2 【作成の手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」の①に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」に関係施設から提出された「利用者 負担額一覧表」から②を転記し、利用者負担上限月額やその他必要項目を入力します。
- 4 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」で自動算出された結果を「利用者負担上限額管理結果票」の様式(紙)に直接入力(もしくは手書き)し、その他必要項目を記入すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。(きょうだい児の場合は簡易入力システムで「上限額管理結果票」は作成及び伝送は行いません。)







●● きょうだい児の場合の「上限額管理結果票」の作成 ●●

きょうだい児の場合、支給決定保護者は同一ですが、受給者証は異なり、当然ながら受給者番号も異なります。簡易入力システムで作成する上限額管理結果票は異なる 受給者番号の上限額管理には使用できません。そのため「上限額管理結果票」の様式 (紙)に直接記入することになります。

上限額管理者は直接記入した「上限額管理結果票」を関係施設に送付します。また簡易入力システムで「上限額管理結果票」情報を伝送できないことから、市町村に対しての送付も必要になる場合もあります。送付の方法等は各市町村にお問合せください。

前のページの「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」をもとに作成した「利用者負担上限額管理結果票」

利用者負担上限額管理結果票

														平	tį.	2	0	年	0	9	月分		
市町村番号	1	4	2	0	2	6]	П	指定事業所委号	1	4	5	1	0	0	0	0	0	1
受給 者証 番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	管理											
支給決定障害者等 氏 名		よこすが太郎										事業者	事業所及び その事業所 の名称			椪	須賀	7とŧ	5上限	管理	施設		
支給決定に係る 章 害 児 氏 名	よこすが次郎君・三郎君 ┃																						

利用者負担上限月額 1500

利用者負担上限額管理結果 1

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

咿	項番		1	ı			Н	2 0						2.1														
用者	事業所香号	14	151 C	000	OI			1451000000																				
曼祖数敷	事能所名称				上限(3君)		子			乗せ: B君:		_																
["	総費用額	4	3	4	3	5		4	6	4	6	1																
無整	利用套食種額		1	5	0	0			1	5	0	0																
裹	管理結果後利用者負担額		1	5	0	0						0																

剛	項番																	
用會	事業所香号																	
養祖類態計	事能所名称														合	≣†		
"	総費用額													8	9	8	9	6
整	利用者負担額														3	0	0	0
裹	管理結果後利用者負担額														1	5	0	0

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日

支給決定障害者等氏名

上限額管理者はこの欄に利用者から確認 を得てください。

2-(4) きょうだい児が異なる障害児施設を利用していて、 上限額管理者及び関係施設で利用者負担額の調整が必要な場合

次のようなケースが該当します。



上限額は 4,600 円です。 2 人の子どもが別々の施設 を利用しています。

よこすか太郎さん(支給決定保護者) よこすか三郎君、よこすか次郎君 (きょうだい児)



よこすか太郎さん(三郎君)の 今月の利用者負担額は 4,600 円 でした。



よこすか太郎さん(次郎君)の今月の 1 割負担分は 4,344 円でした。よこ すか太郎さんの上限額は 4,600 円な ので私の施設の利用料だけで上限額を 超えませんので、関係施設と利用者負 担額の調整を行います。

【作成の手順】

- 1 上限額管理者は自分の施設で当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額を計算 します。(関係施設が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用額」と 「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入 1.利 用者負担額一覧表の作成」を参照してください。)
- 2 【作成の手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」に関係施設から提出された「利用者 負担額一覧表」から転記し、市町村番号やその他必要項目を入力します。
- 4 「利用者負担上限管理結果」が「3」であることを確認したら、上限額管理事業所は「上限額管理加算」を計上し、当該利用者にサービス提供した分の「総費用額」と「利用者負担額」を再度計算し、【手順】2、3を再度行います。

【ここまでの手順は2-(2)と全く同じです。】

5 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」で自動算出された結果を「利用者負担上限額管理結果票」の様式(紙)に直接入力(もしくは手書き)し、その他必要項目を記入すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。(きょうだい児の場合は簡易入力システムで「利用者負担上限額管理結果票」は作成及び伝送は行いません)

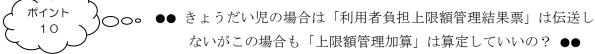
次のページには「利用者負担上限額管理結果票」の様式(紙)に直接入力した例がありますので参考にして下さい。

2-(4)のケースから作成 した「利用者負担上限額管理 結果票」

利用者負担上限額管理結果票

					•									平	đ.	2	0	年	0	9	月分
	Γ	市町村番号 1	4 2	0	2 6				Γ	措定	事業所委号	1	4	5	1	0	To	T) () (1
	支	: 給者証番号1 :給決定障害者等 : 名	0 0	0	o o		0 0	2	管理事業者	₽	業所及び の事業所 の名称		'	推	須賀	子ど	6上服	管理	施設	•	
		注 害 児 氏 名 利用者負担上限月額	#5 	.すか。 4	次郎君	_	7君														
	_	利用者負担上限额	57778			<u>г</u>	_														
		1 管理事業所 2 利用者負担 3 利用者負担	で利用 類の合	者員	担額	を充 負担	上限,	月額	下のオ	-め、調整	事務	は行	bir	۰,		•					
	咿	項番		1		Т	4	2		0		* 1		Г				Т			
	用	宣樂研念品	1.	451 00	00001	寸	14	4510	0000	0	Η,							十			
	美 祖 数	事業所告称			毛上服 欠郎君:		- 子とも (,支援 (三郎													
	3H	総費用額	4	5	0 2	8	4	6	\rightarrow	6 1		П		П				\perp	П		
	2	利用普貫控領	4	+	5 0	-	+	4	6	0 0	I 	++	+	\vdash	+	+	\vdash	+	Н	+	$\vdash\vdash\vdash$
	Ľ	管理箱果後利用者 負	igspace	4	5 0	3				9 7								_			
L		額管理加算を計 額で記入してあ									_										
·						+					-			┝				┨			
	多	事業所名称																		合計	
		総費用額																	9	1 4	8 9
	無整	11日 七十年 11月 11日													T			I	П	9 1	0 3
	Ħ	管理結果後利用者負担額																		4 6	0 0
								上	記内	容に	ついて確認	しましぇ	5.								
									平月	d i :	∓ 月 [合決定	"障害	者等E	名					
								(J

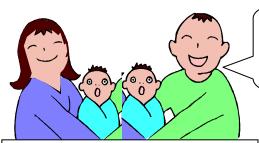
上限額管理者はこの欄に利用者から確認 を得てください。



きょうだい児の場合は受給者番号が異なることから「利用者負担上限額管理結果 票」情報は伝送しません。しかし上限額管理者での利用者負担額のみで上限額を超え ず、関係施設との調整が発生した場合(「上限額管理事務支援シート(障害児施設 用)」の「利用者負担上限額管理結果」が「3」になった場合)は、上限額管理加算 を算定することができます。

2-(5) きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合

次のようなケースが該当します。



上限額は 4,600 円です。 2 人の子どもが同じ障害児 施設を利用しています。

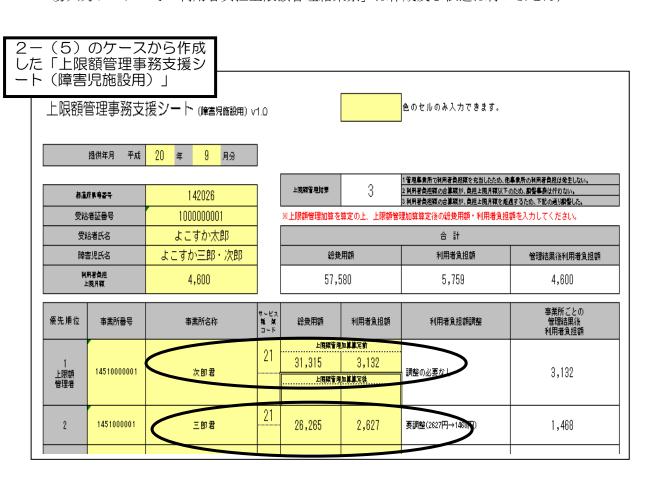
よこすか太郎さん(支給決定保護者) よこすか三郎君、よこすか次郎君 (きょうだい児)



次郎君の今月の 1 割負担分は 3,132 円でした。 三郎君の今月の1割負担分は 2,627 円でした。 よこすか太郎さんの上限額は 4,600 円なので次郎 君と三郎君の負担額の合計が 4,600 円を超えない ように調整します。

【作成の手順】

- 1 上限額管理者は自分の施設できょうだい児にサービス提供した分の利用者負担額をそれぞれ計算します。(関係施設が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用額」と「利用者負担額」をきょうだい児の分を別々に計算します。この場合「総費用額」と「利用者負担額」が分かれば良いので、「利用者負担額一覧表」の作成は任意です。)
- 2 【作成の手順】1で計算したきょうだい児の「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」の①に入力します。この場合、利用料の多いきょうだい児から先に負担額を取ることで差し支えありません。
- 5 「上限額管理事務支援シート(障害児施設用)」で自動算出された結果を「利用者負担上限額管理結果票」の様式(紙)に直接入力(もしくは手書き)し、その他必要項目を記入すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。(きょうだい児の場合は簡易入力システムで「利用者負担上限額管理結果票」は作成及び伝送は行いません)



次のページには「利用者負担上限額管理結果票」の様式(紙)に直接入力した例がありますので参考にして下さい。

前のページの「上限額管理事 務支援シート(障害児施設 用)」から作成した「利用者 負担上限額管理結果票」

川用者負担上限額管理結果票

																					平	tį.	2	0	年	0	9	月分
	市	竹村	香号		1	Τ	4	2	0	2	6					1		措定事業所委号	1	4	5	1	0	0	0	0	0	1
受:	\$ 6 €	者	i.	番号	} 1		0	0	0	0	0	0	0	0	1		管理											
支 終 氏	合決	定日	辛害	· 者等					£		が休	ėß.				Ш	事 業 者	事業所及び その事業所 の名称			椪	須賀	子とも	上限	管理加	搬		
支章	合 決 害	· 定 児		係 3 5、 名	1		٠	ţZ'	すか	欢的	18君	•=	郎君	1			-18											
							$\overline{}$						1															

利用者負担上限月額 4 6 0 0

利用者負担上限額管理結果 3

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

咿	項番		1				Н		:	2_	O)		4.4	•	Š							
用者	事業所香号	14	151 C	000	OI			14	151 Ĉ	000	o	۳,											
- 養祖類無計	事能所名称		次包	β君					三色	7君													
".	総費用額	3	1	3	1	5		2	6	2	6	5											
無数	利用者負担額		3	1	3	2			2	6	2	7											
Ħ	管理結果後利用者負担額		3	1	3	2			1	4	6	8											

咿	項番													Г					П
用寄	事業所番号																		١
養祖類無計	事能所名称															合	≣†		
"	%費用額														5	7	5	8	0
無整	利用套負担額															5	7	5	9
裹	管理箱果後利用套負種額															4	6	0	0

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日 支給決定障害者等氏名



○○ ●● きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合で、上限額管理をした場合は「上限額管理加算」は算定していいの? ●●

上限額管理者に「〇」

上限額管理加算を算定できるのは以下の場合です。

加算が算定できる場合に「O」

支給決定保 きょうだい 上限額 利用者負担 上限額管理後利 上限額管理 上限額管理 総費用額 事例 護者の 利用施設 加算の算定 児 管理者 用者負担額 結果 (1割) 負担上限額 0 9,300円 Αさん (1) 100,000円 9,300円 Х 9,300 1 1 2 вさん 50,000円 5,000円 0円 (1) \bigcirc Αさん 100,000円 9,300円 9,300円 2 9,300 1 Χ вさん (1) 0 50,000円 5,000円 0円 (1) \bigcirc 0 Αさん 50,000円 5,000円 5,000円 3 9,300 3 вさん 2 80,000円 8,000円 4,300円 _ Αさん (1) 0 8,000円 8,000円 80,000円 9,300 1 4 Х вさん 1 0 50,000円 5,000円 1,300円 1 0 Х 100,000円 9,300円 9,300円 Αさん 2 _ 50,000円 5,000円 0円 5 9,300 1 3 0円 80,000円 8,000円 вさん 4 0円 30,000円 3,000円 1 0 9,300円 9,300円 100,000円 Х Αさん 2 _ 50,000円 5,000円 0円 6 9,300 1 1 0 0円 8,000円 80,000円 вさん 2 0円 30,000円 3,000円 _ 1 0 0 80,000円 8,000円 8,000円 Αさん 2 50,000円 5,000円 1,300円 _ 7 9,300 3 3 0円 30,000円 3,000円 вさん 4 20,000円 2,000円 0円

単純化した例であり、総費用額等の数字は厳密ではありません。

2-(6) こんな時はどうするの?

事例1

きょうだい児でそれぞれが通園施設と入所施設を利用しています。この場合 2 人の負担 上限月額が異なります。どちらの上限額で上限額管理を行うのですか?

この場合は負担上限月額が高い方の額で上限額管理を行うことになります。具体的な手順は2-(3)、2-(4)と同様です。

事例2

きょうだいが3人以上いる場合はどのように上限額管理を行うのですか?

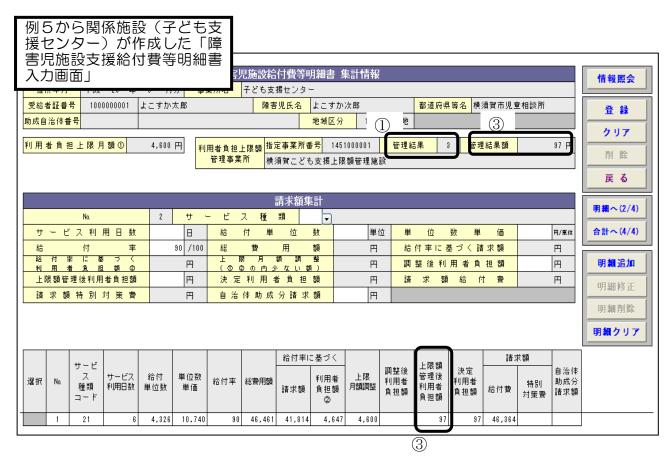
きょうだいが 3 人以上いる場合も、2 人のときと原則同じです。全てのきょうだい児にかかる負担額を合わせて、支給決定保護者の負担上限月額を越えないように調整します。 具体的な手順は2-(3)、2-(4) と同様です。

- 3. 関係施設と上限額管理者が「利用者負担上限額管理結果票」から「障害児 施設給付費等明細書」を入力する方法
- 1 上限額管理者は作成した「利用者負担上限額管理結果票」を関係施設に提出します。
- 2 上限額管理者と関係施設はそれぞれ簡易入力システムで「障害児施設給付費等明細書」の該当する欄に「利用者負担上限額管理結果票」の額を転記すれば、入力は完成です。
- 3 簡易入力システムでの「障害児施設給付費等明細書」の入力方法は、「電子請求受付 システム 操作マニュアル(簡易入力/障害児施設給付編)を参照してください。

例5:上限額管理者(横須賀 こども支援上限管理施設)が 作成した「利用者負担上限額 管理結果票」

	都進府県等番号	14202	6			指定4	美景所否号	14510000	01		
気	2 給者証番号	10000	00001			5					
支	〔給決定障害者等	L	+ 4 > + 40		理	事業	着及び 8 本業 55	+# <550 -	とも支援上	. DEL AUSTER SACS	n.
E			すか太郎		#	٠.	り争乗り	1月2月月 こ	. C O X 1951	TATE LEGISTATIONS	R
	〔給決定に係る 劉害 児 氏 名	£23	すが次郎		Ш						
	利用者負担上限力	386	4,60	n							
	TIME ALL IN	18::		_	(1)						
	利用者負担上	限額管	管理結果	3	<u>(I)</u>						
	1 管理事	業所	で利用者負担	糖を	充当し	たた	め、他等	事業所の	利用者負	担は発生	しない。
Ш			額の合算額だ								
Ш			類の合質額加								
L	3 利用者	月担	鎖の早草鍋が	', д	45 T. bix	月報	7 FE JOE 9	9 DICW	· raco	⊂ೲ೪೫೯	壁した。
	項番	1		2							
科用	事業所番号		51000001	_	000000						
用著	事業所番号 (14		1451							
用著資料	事業所番号	14	51000001 頻賀ことも支援 限管理施設	1451	000000	ν ν					
用著	事業所番号 事業所名称	14	頻賀ことも支援 関督理施設	1451 子と・ ター	も支援セ						
用著負担發源針 •	事業所番号 事業所番号 事業所名称 6 6 7 8	14	頻賀ことも支援 現管理施設 45,02	1451 子と [*] ター	も支援セ 4	6, 46 1					
用著資料	事業所番号 事業所名称 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	14	頻賀ことも支援 関督理施設	1451 テと ター 8	も支援セ 4		<u> </u>				
用著負担稱無約・銀盤	事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負	14	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	6, 461 4, 600 97	<u> </u>				
用著色料探測が・路盤器	事業所審号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結準後利用者負	14	振賀ことも支機 関督理施設 45,02 <u>4</u> .50	1451 テと ター 8	4	6, 46 1 4, 600)				
用著角担称原料。那些帮] 科用著角	事業所審号 事業所名称 総費用額 利用名負担額 管理結果後利用者負	14	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	6, 461 4, 600 97	<u> </u>				合計
用著角担称原料。那些帮] 科用著角	事業所審号 事業所名称 総費用額 利用名負担額 管理結果後利用者負	14	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	6, 461 4, 600 97	<u></u>				合計
用著自担释集制 配繳報] 单用	事業所審号 事業所審号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負	14	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	6, 461 4, 600 97)				合計
用唇角斑碎痕状。 瑪樂縣 二十二甲角斑碎原状。	事業所審号 事業所名称 総費用級 利用者負担級 管理結果改善事業所審号 事業所審号	14	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	6, 461 4, 600 97	<u></u>				
用著鱼根称原料。 都整群	事業所審号 事業所名称 総費用級 利用者負担級 管理結果後利用者員 事業所審号 事業所審号	14 機上	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	6, 461 4, 600 97)				合計
用唇角抖碎痕的。 瑞金群 二二二年用唇角抖碎痕的。 瑞金	事業所審号 事業所名称 彩質用組織 利用電視 項番 事業所名称 彩質用負担 事業所名称 和財理機 事業所名称 事業所名称 事業所名称 利用者 事業所名称 利用者	14 機上	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	97	<u></u>				
用唇角抖碎痕的。 瑞金群 二二二年用唇角抖碎痕的。 瑞金	事業所審号 事業所名称 総費用級 利用者負担級 管理結果後利用者員 事業所審号 事業所審号	14 機上	振賀ことも支援 現管理施設 45,02 <u>4.50</u> 4,50	1451 テと ター 8	4	97	<u></u>	認力しまし	<i>†</i> ≿.		合計

①~③を「障害児施設支援給付費等明細書」の該当個所に入力します。





(2)



○○ ●● きょうだい児が同一の障害児施設を利用している場合の「障害児施設給付費等明細書」の記入の方法はどうしたらいいの? ●●

きょうだい児が同一の障害児施設を利用する場合も「障害児施設給付費等明細書」 の入力方法は、前のページの方法と変わりありません。

下記のような事例の場合は・・・

								4A	ш,	н.				13-CE	只由	르	翻	35	R:	या													
																						平质	đ.	:	2	0		年	C)	9	F	分
	市町村番号	1	4	2	0	2	6					Γ	₽	管定 を	萨第 9	香	}	1		4	į	5	1		0	Τ	0	C	1	0	Ī	9	1
受	給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		管理																				
支 氏	給決定障害者等 名				£	こす	かな	t é ß				ž	事業者	70	集所7 の事第 の名称	齭						描	須	閏子	٤4	让	限作	管理	施器	ī,			
1 -	給決定に係る 害 児 氏 名		٠	£Ξ	₫ t	吹	郎君	ŀΞ	郎君	}			8																				
	利用者負担上限月	額			4	6	0	0]																								
							- 4			•																							
	利用者負担上降	很額	管	理網	結	Į.	口	Γ	3																								
	利用者負担上			_			且額	느			- <i>†</i> -7-3	め、	他	事 第	美所	の 乖	」	者	負:	担	3 3	<u>*</u>	Et.	な	ر. درا								٦
E		所	で利.	用	者:	負担		<u>ج</u>	હ≝									_				_	_	な	v'o								
	1 管理事業	所~ 担智	で利 頂の	/用)合	者	負担額	j,	を: 負担	で当 1上	限)	朝	Įχ	下	מלכי	<i>ъ</i> ,	調整	产事	務	は	行	bł	ÇV,	,°.	-		'							
	1 管理事業 2 利用者負 3 利用者負 項番	所~ 担智	で利 頂の	用合合	者算算	負担額が額が	が、	を: 負担	で当 1上	限)	割額	以を	下(超)	かた	<i>ъ</i> ,	調整	下	務	は、 及	行	bł	ÇV,	,°.	-				_					
	1 管理事業 2 利用者負 3 利用者負	所~ 担智	で利 頂の	用合合	者算算	負担額が額が	が、	を: 負担	で当 1上	限)	月額	以を	下(超)	かた	<i>ъ</i> ,	調整	下	務記	は、 及	行	bł	ÇV,	,°.	-									
用者曼祖数數	1 管理事業 2 利用者負 3 利用者負 項番	所~ 担智	で利 頂の	/用 /)合 /)合	者算算	負担額分 1 000	が、: が、:	を: 負担	で当 1上	限)	割額	i以 を 000	下(超)(100m)	かた	<i>ъ</i> ,	調整	下	務記	は、 及	行	bł	ÇV,	,°.	-									
用者負担奴象針。	1 管理事業 2 利用者負 3 利用者負 項番 事業所番号	所~ 担智	で利 頂の	用合合 14	者(算) 第151() 次(1	負額額 1 0000 18 2 1	が、: が、:	を: 負担	で当 1上	限)限)	月額 月額 2 2 1510	以	下(超)	かたます	<i>ъ</i> ,	調整	下	務記	は、 及	行	bł	ÇV,	,°.	-									
用者曼祖数數	1 管理事業 2 利用者負 3 利用者負 項番 事業所番号	所~ 担智	で利 頂の	用合合 14	者(算) 第151() 次(1	負額額 1 0000 18 2 1	が、: が、: 0001	() () () () () () () () () ()	で当 1上	限)限)	月額 月額 2 2 三郎	以	下(超) (1) (6)	かたます	<i>ъ</i> ,	調整	下	務記	は、 及	行	bł	ÇV,	,°.	-									

これらの情報で次郎君と三郎君それぞれの「障害児施設給付費等明細書」の該当する個所を入力します。該当個所は前のページと同じです。

利用者負担上限額管理 事務マニュアル(障害児施設編) V1.0

3 上限額管理に関する帳票見本



利用者負担額一覧表

平成 年 月 日

(提供先)

殿

#定事業所番号

住 所
(所在地)

電話番号

名 称

下記のとおり提供します。

긔	区成		年			月分							
項番									支給決定障害者	5等欄			\Box
	市町村番号	+							総費用額				
	受給者証番号	클							利用者負担額			提供サービス	
	氏名		ı	1	ı	1 1							
	市町村番号	÷						/	総費用額				
	受給者証番号	-							利用者負担額			提供サービス	
	氏名		•										
	市町村番号	÷							総費用額				
	受給者証番号	클							利用者負担額			提供サービス	
	氏名		•		•		•						
	市町村番号	+							総費用額				
	受給者証番号	를							利用者負担額			提供サービス	
	氏名												
	市町村番号	+							総費用額				
	受給者証番号	클							利用者負担額			提供サービス	
	氏名												
	市町村番号	+							総費用額				
	受給者証番号	클							利用者負担額			提供サービス	
	氏名							Ц					
	市町村番号	÷						\angle	総費用額				
	受給者証番号	-							利用者負担額	$\perp \perp$		提供サービス	
	氏名												
	市町村番号							\angle	総費用額				
	受給者証番号	-							利用者負担額			提供サービス	
	氏名												
	市町村番号	÷						\angle	総費用額				
	受給者証番号	-	\perp						利用者負担額		Ш	提供サービス	
	氏名					, <i>a</i>	<i>A</i> A						
	市町村番号	-						\angle	総費用額	\bot			_
	受給者証番号	-							利用者負担額		Ш	提供サービス	_
	氏名												
	•								11				_

44

利用者負担額一覧表 平成 20 年 10 月 3 日 (提供先) 指定事業所番号 0 0 0 0 0 0 1 4 5 0 231-8588 住所 (所在地) 横浜市中区日本大通1 事 業 横須賀こども支援上限管理施設 者 電話番号 045-210-1111 サービス提供月を記入する。 下記のとおり提供します。 名 称 子ども支援センター 平成 年 月分 2 0 9 項番 支給決定障害者等欄 総費用額 0 0 0 市町村番号 0 0 1 知的通園 0 提供サービス 受給者証番号 1 2 3 4 5 6 7 利用者負担額 0 0 0 1 よこすか 太郎 様 (よこすか次郎君) 氏名 市町村番号 ゲービス種類コード一覧 費用額 同一世帯に複数の障 害児がある場合は、障 受給者証番号 首負担額 知的障害児施設 11 害児の名前も記入す 氏名 第1種自閉症児施設 12 る。 第2種自閉症児施設 13 市町村番号 総費用額 知的通園施設 21 受給者証番号 利用者負担額 盲児施設 31 ろうあ児施設 32 氏名 難聴幼児通園施設 33 市町村番号 総費用額 肢体不自由児(入所) 41 肢体不自由児(通所) 42 受給者証番号 利用者負担額 肢体不自由児療護 43 氏名 肢体不自由児通園 44 指定医療機関(肢体不自由児) 市町村番号 総費用額 受給者証番号 利用者負担額 重症心身障害児 51 指定医療機関(重心児) 52 氏名 市町村番号 総費用額 提供サービス 受給者証番号 利用者負担額 氏名 市町村番号 総費用額 提供サービス 受給者証番号 利用者負担額 氏名 市町村番号 総費用額 受給者証番号 利用者負担額 提供サービス 氏名 市町村番号 総費用額 提供サービス 受給者証番号 利用者負担額 氏名 市町村番号 総費用額 提供サービス 受給者証番号 利用者負担額 氏名 45

利用者負担上限額管理結果票

									平月	戊		年		月分
市町村番号							指定事業所番号							
受給者証番号					看到	か 雪 甲								
支給決定障害者等					1	里事美	事業所及び その事業所							
氏 名					身才	色片	の名称							
支給決定に係る														
障害児氏名														

利用者負担上限月額					
-----------	--	--	--	--	--

利用者負担上限額管理結果

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

ΔII	項番															
利用	事業所番号															
者負担額集計	事業所名称															
調	総費用額															
整欄	利用者負担額															
TIM	管理結果後利用者負担額															

±.ii	項番																٦
利用者	事業所番号																
者負担額集計	事業所名称														合	計	
調	総費用額																
整欄	利用者負担額								-								
11783	管理結果後利用者負担額																

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日

支給決定障害者等氏名

利用者負担上限額管理結果票

平成 2 0 年 9 月分

0

0

0

0

1

市町村番号 0 0 0 0 0 0 0 受給者証番号1 0 管 理 事 支給決定障害者等 よこすか 太郎 様 業 者 支給決定に係る よこすか 次郎 君 障害児氏名

事業所及び その事業所 の名称

指定事業所番号

横須賀こども支援上限管理施設

利用者負担上限月額 4 6 0 0

市単軽減等がある場合も、国基準の負担額で計算します。市単軽減がある場合の具体的な請求方法は各市にお問い合わせください。

4

5

1

0

利用者負担上限額管理結果

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

3

3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

同一世帯の複数障害児に係る上限額 管理の場合は、項番の上に障害児の名 前を記入します。(手書きでも可能)

±ıı	項番				1					2							_						
利用	事業所番号		14	510	000	001		14	510	000	000			/	7								
者負担額集計	事業所名称	横	上队	賀こ見管ろう	理力	5支 施設 分)	援		もラ タ ぶろ	_													
:調	総費用額		3	0	0	0	0	4	0	0	0	0											
整欄	利用者負担額 人			3	0	0	0		4	0	0	0											
Tod	管理結果後利用者負担額			3	0	0	0		1	6	0	0											

上限額管理者から利用者負担 額を徴収していきます。

利	気笛																						
利用者負担額集計・調整欄	事業所番号																						
	事業所名称																合計						
	総費用額															支給	決定保護者から		7	0	0	0	0
	利用者負担額															確認			7	0	0	0	
	管理結果後利用者負担額															 				4	6	0	0

上記内容について確認しました。

平成 20 年 10 月 5 日

支給決定障害者等氏名 よこすか 太郎

4 上限額管理に関するよくある質問



上限額管理事務に関して よくある質問

- Q1 上限額管理事務の受諾は施設の任意ですか。また優先順位に関わらず、上限額管理者 になることは可能ですか。
- A1 入所施設は利用者負担額の管理が業務として位置づけられていますので、利用者から 上限額管理の依頼があった場合は原則拒否することはできません。

市区町村(児童相談所)等との予めの調整等により優先順位に関わらず、上限額管理者になることもありますので、詳しくは市町村(児童相談所)等にお問合せください。

- **Q**2 上限額管理者の優先順位について、同サービスで同日数の契約の場合、どちらが管理者となればよいのですか。
- A2 利用者、障害児施設で協議の上、いずれかが上限額管理者になって下さい。
- Q3 関係施設が2施設以上あり上限額の調整が必要になった場合で、上限額管理者の利用 がない場合、当該上限額管理者は上限額管理加算のみ請求することになるのですか。
- A3 お見込みのとおりです。
- Q4 上限額管理後、関係施設または上限額管理者が過誤再請求をする必要が出た場合で、 請求額、自己負担額が既に請求した額から変更になった場合、どのような対応になる のですか。
- A4 上限額管理結果後に、1つの施設が過誤請求をすることで、他の施設の利用者負担額が変更になる場合は、他の施設も過誤再請求となります。ただし、他の施設の利用者 負担額に変更のない場合は過誤再請求は行いません。

過誤再請求を行う場合で、利用者負担額が変更になる場合は上限額管理者から訂正 した「利用者負担上限額管理結果表」を伝送してもらう必要があります。

- Q5 利用者が障害児施設支援と障害者自立支援法のサービスを利用する場合、上限額管理 を行う必要がありますか。
- A5 障害児施設支援は児童福祉法に基づくサービスであり、障害者自立支援法とは異なりますので、上限額管理の必要はありません。障害児施設で行う上限額管理は障害児施設支援に係るものだけです。
- Q6 上限額管理対象者の認定を受けた利用者で、当該月に1事業所しか利用しなかった場合上限額管理は行わなければならないのですか。
- A6 ある月の利用が上限管理者のみの場合は「上限額管理結果表」の送信は必要ありません。その場合は「障害児施設支援給付費等明細書」情報の日数情報の『上限額管理事業所一「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額」』欄は入力しません。 当該入力欄を入力した場合は「上限額管理結果票」を送信する必要があります。
- **Q**7 関係施設での利用が全くなかった場合、その月は上限額管理者に「利用者負担額一覧 票」は提出しなくてもよいでしょうか。
- A7 利用がなかった旨は上限額管理者に伝えてください。利用者負担一覧票の提出はなく てもよいと考えています。
- Q8 「上限額管理加算」を算定しない状態で「利用者負担上限額管理結果」が「3」になった場合「上限額管理加算」を計上し、再度「総費用額」と「利用者負担額」を算出し、管理結果後利用者負担額を再計算しますが、「上限額管理加算」を計上することで上限額管理者のみで利用者負担額が月額上限を超えてしまい、関係施設との間に利用者負担額の実質的な調整が発生しなくなる場合もあります。その場合も「上限額管理加算」を計上してよいのでしょうか。
- A8 お見込みの通りです。

- Q9 上限額管理結果票は施設で保管しなければなりませんか。
- A9 利用者に対するサービス提供に関する諸記録は 5 年間保管することが義務付けられていますので、上限額管理結果票も同様に保管して下さい。
- Q10 きょうだい児の場合「上限額管理結果票」は伝送しませんが、市町村等に紙ベースで 提出する必要はありますか。
- A10 伝送しない場合、市町村等に「上限額管理結果票」データが届かないことになります。一方、請求情報の市町村審査時に「上限額管理結果票」ない場合、市町村等は審査ができない場合もありますので、紙ベースの「上限額管理結果票」を原則市町村等に提出していただくことになります。具体的な提出方法等は各市町村等にお問合せください。